

6. 年度目標及び事業計画

(1) 年度目標

① 年度目標の概要

年度目標では、農林水産省からの緊急要請業務に最優先で組織的に取り組むこと、検査等業務を的確に実施すること、業務運営の効率化や財務内容の改善を実施すること等が指示されています。

令和5年度目標では、前年度目標と比べて、主に以下の点が変更されました。

- ・海外に原料を依存する肥料の利用を低減していくことが必要な中、国内の未利用資源である下水汚泥等の肥料利用拡大に向けて、肥料業者、都道府県等への肥料の安全性及び品質の確保に係る支援業務が追加されました。

② 一定の事業等のまとまりごとの目標

以下のア～キの業務をそれぞれ一定の事業等のまとまりとして、目標が設定されており、また、これらを細分化した業務ごとに目標や評価のための指標も設定されています。

農業生産資材における安全の確保等に関する業務

- ア 肥料及び土壌改良資材関係業務
- イ 農薬関係業務
- ウ 飼料及び飼料添加物関係業務

食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

- エ 食品表示の監視に関する業務
- オ 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務

食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

- カ 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務

その他の業務

- キ その他の業務

詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇令和5年度目標

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/mokuhyou-keikaku/



(2) 事業計画

FAMICは、令和5年度目標を達成するため、年度目標で設定された一定の事業等のまとめごとに、「5. 理事長の理念や運営上の方針・戦略等」を踏まえた事業計画を作成しています。令和5年度事業計画の概要は次のとおりです。

事業計画の概要	
第1 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するため取るべき措置	
1 農業生産資材における安全の確保等に関する業務	
(1) 肥料及び土壌改良資材関係業務	
農林水産省等関係機関との連携を密に行いつつ、不適正な肥料等の流通を防ぐための検査の実施、農林水産省が行う肥料の公定規格の改正に資するデータ提供や試験法の開発・改良等について、創意工夫により効果的かつ的確に取り組む。	
(2) 農薬関係業務	
農薬関係業務の実施に当たっては、諸外国における農薬登録制度の運用に関する情報の収集・分析等により検査手法を検討する等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、新たな実施体制のもと、農林水産省と連携し、再評価の導入による安全性に関する審査の充実に対応する。	
(3) 飼料及び飼料添加物関係業務	
飼料等の分析技術の進歩等に伴う試験法の点検・改良、適正製造規範（GMP）適合確認業務の信頼性確保等について、的確な情報収集及び効率的な作業分担等の創意工夫や体系的な教育訓練を通じた職員の能力向上等を図り、合理的かつ効果的に取り組む。	
2 食品表示の監視並びに日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
(1) 食品表示の監視に関する業務	
全ての加工食品に対する原料原産地表示の義務化に対応するため、新たな品目の産地判別技術の開発及び既に開発済みの技術の精度向上等に取り組むほか、製造業者に対する検査能力の向上に必要な取組を行う等の創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。	
(2) 日本農林規格、農林水産物及び食品の輸出促進等に関する業務	
国際的に広く用いられている国際標準化機構が定める枠組みを基本として信頼性の高い認定業務に取り組むとともに、JASの制定等、JAS制度の普及、登録認証機関等及び登録試験業者等の調査、JASに係る検査等について創意工夫により改善を図り、効果的かつ効率的に取り組む。 また、国内の農林水産物及び食品の輸出を更に増大させるため、輸出促進法に基づく登録発行機関及び登録認定機関の登録に係る調査等業務を行う。	
3 食品の安全性に関するリスク管理に資するための有害物質の分析業務	
調査分析の品質を保証するため、品質マネジメントの維持、向上に努めるほか、麦類に関するかび毒の調査依頼等に対し、創意工夫により効率的に取り組む。	
4 その他の業務	
各職員が自身の業務を点検し、常に業務改善の意識を持って創意工夫に努め、効果的かつ効率的に業務に取り組む。	

事業計画の概要	
第2 業務運営の効率化に関する目標を達成するため取るべき措置	
1	業務運営コストの縮減
2	人件費の削減等
3	調達等合理化の取組
4	情報システムの整備及び管理
第3 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画	
予算の執行に当たっては、収支計画及び資金計画に基づき適切に実施する。また、自己収入の確保に努める。	
第4 短期借入金の限度額	
限度額を定める。	
第5及び第6 財産処分等の計画	
計画なし	
第7 その他主務省令で定める業務運営に関する事項	
1	施設及び設備に関する計画
既存の施設・設備の老朽化等に伴う施設の改修を計画的に行う。	
2	職員の人事に関する計画（人員及び人件費の効率化に関する目標を含む。）
農林水産行政の見直しに対応した国からの要請等に確実に応え、業務を円滑に推進するため、人材確保・育成方針を踏まえた取組を実施する。 職員個々の能力や実績等を的確に把握して適材適所の人材配置を行う。	
3	積立金の処分に関する事項
前年度繰越積立金は、前年度以前に取得し、令和5年度へ繰り越した棚卸資産、前払費用等の費用に充当する。	
4	その他年度目標を達成するために必要な事項
(1)内部統制の充実・強化	
業務方法書に定めた事項を適正に実行するほか、業務改善の機会逸失防止や労働安全衛生に係るリスク管理に取り組む等、内部統制システムの更なる充実・強化を図る。	
(2)業務運営の改善	
理事長のトップマネジメントによる効率的な法人運営と継続的な業務改善活動の推進に取り組む。	
(3)情報セキュリティ対策の推進	
情報セキュリティ・ポリシーに基づく情報セキュリティ対策を講じ、PDCAサイクルにより改善を図る。	

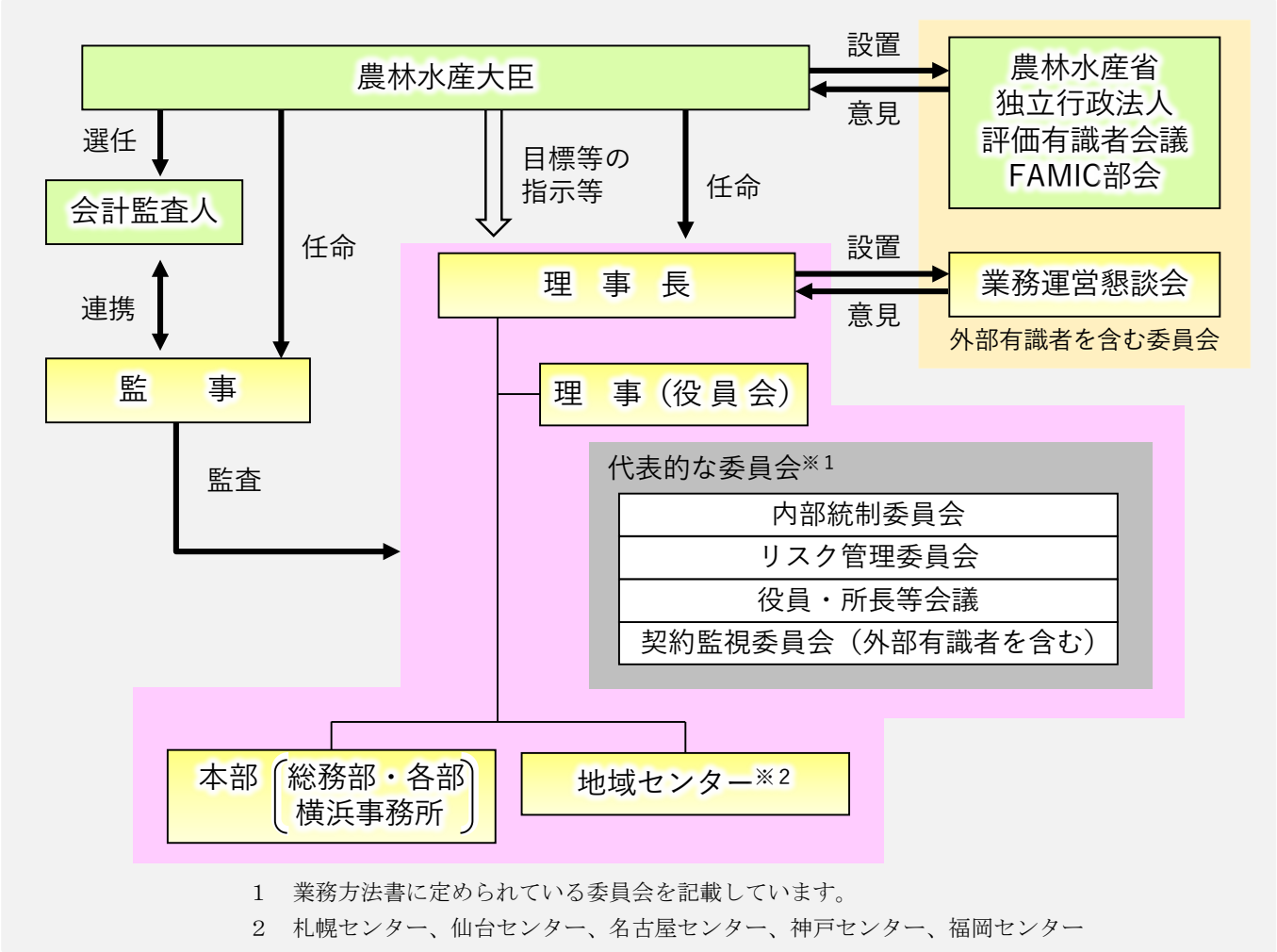
FAMICホームページにて公表しています。



7. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

(1) ガバナンスの状況

ガバナンスの体制は次のとおりです。



FAMICは、内部統制規程に基づき、業務の有効性及び効率性、事業活動に関わる法令等の遵守、資産の保全、財務報告等の信頼性の確保を柱とする内部統制基本方針を定め、内部統制システムを整備・運用しています。具体的には、理事長のリーダーシップの下で効率的・効果的な業務運営を推進するため、運営基本理念、運営方針、行動指針、コンプライアンス基本方針等の内部統制推進上の基本的な方針や規程類を整備するとともに、定期的に見直しを行っています。

また、内部統制の充実を図るため、役員会、内部統制委員会、リスク管理委員会等の各種委員会により、業務の効率的な運営、法令遵守や危機管理体制をモニタリングするとともに、外部有識者を委員とする業務運営懇談会により、毎年の事業運営について助言を受ける仕組みを設けています。

内部統制システムの整備の詳細につきましては、FAMICホームページにて公表しています。

◇業務方法書

http://www.famic.go.jp/public_information/tsusoku/_doc/gyoumuhouhousyo.pdf



① プロセス評価

業務の質の向上に向けて、また、法人評価において目標達成に係る業務上の創意工夫、努力等の過程を適切に評価するため、「プロセス評価」を導入しています。

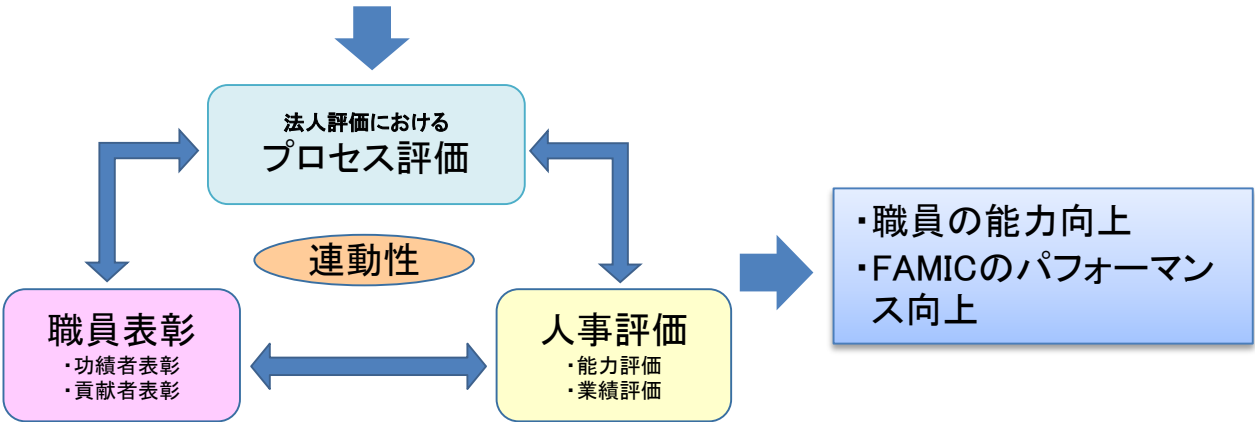
プロセス評価は、業務遂行時の創意工夫等を業績評価にプラスして評価するものであり、職員表彰制度と人事評価をプロセス評価と連動させることで、職員個々の意識を改善して、モチベーションを引き上げ、組織のパフォーマンスの向上を図っています。

プロセス評価の観点

工夫	・業務遂行上、重要な創意工夫であったか
貢献	・FAMICの社会的評価を客観的に向上させる取組であったか（アウトカム）
運営	・経営資源の有効活用を向上させる取組であったか
努力	・相当な努力を費やした取組であったか



職員表彰式の様子



DX推進への対応

ICT技能に基づき機動的な対応を行う等、情報セキュリティを強化していく必要があります。また、世界的にDX推進が

FAMICの今後のDX

(令和6年3月31日現在)

役 職	氏 名	任 期	担 当	経 歴	
理事長	木内 岳志	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 9 年 3 月 31 日		昭和 58 年 4 月 平成 29 年 7 月 平成 30 年 10 月	農林水産省採用 農林水産省東北農政局長 公益社団法人日本農会技術参事
理事	都築 伸幸	自 令和 5 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	総合調整・ 食品等 検査担当	平成 4 年 4 月 令和 2 年 8 月 令和 4 年 7 月	農林水産省採用 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課長 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 仙台センター所長
理事	功刀 豊	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	評価・ 肥飼料 検査担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 7 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 神戸センター所長
理事	高橋 秀一	自 平成 31 年 4 月 1 日 至 令和 7 年 3 月 31 日	農業検査 担当	昭和 57 年 4 月 平成 30 年 4 月	農林水産省採用 独立行政法人農林水産消費安全技術センター 札幌センター次長
監事	飯村 正紀	自 令和 5 年 6 月 16 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※		昭和 62 年 4 月 令和 2 年 4 月	大正海上火災保険株式会社入社 三井住友海上火災保険株式会社理事 (関西本部大阪北支店長)
監事 (非常勤)	服部 夕紀	自 令和 元 年 6 月 15 日 至 令和 9 年 3 月 31 日 ※		現 公認会計士	

※監事の任期の末日は、理事長の任期の末日を含む事業年度についての財務諸表承認日となります。

FAMICの
監査証明業務に基づく報酬の額は6,178千円です。また、当該監査法人及び当該監査法人と
同一のネットワークに属する者に対する当事業年度のFAMICの非監査業務に基づく報酬はあ
りません。

[://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/](http://www.grantthornton.jp/aboutus/audit/)



633人（前年度末比10名増、1.6％増）であり、平均年齢は
45.8歳（前年度末45.4歳）となっています。このうち、国等からの出向者は58人、他の独立
行政法人からの出向者は1人、令和6年3月31日付け退職者は10人です。

ダイバーシティ&インクルージョン※

【ワークライフバランスの実現】

全ての職員が働きやすい職場作りを目指し、妊娠・出産・育児・介護に係る両立支援制度や、多様で柔軟な働き方を可能にするためのフレックスタイム・在宅勤務等の各種制度を設けるほか、これら制度の理解及び利用促進に向け、管理職を含めた研修を実施しています。令和5年度は、在宅勤務をより取得しやすい制度となるよう、実施制限の緩和を行いました。

また、「次世代育成支援行動計画」を策定して以下の目標に取り組むとともに、組織全体にワークライフバランスの考え方が広く浸透するよう、職員の育児休業取得に関する事例を収集し、フィードバックすることを目的として「FAMIC育児休業ハンドブック」を作成しました。



FAMIC次世代育成支援行動計画(抜粋) (R2.4.1～R7.3.31)	目標(計画終了まで)	令和5年実績
育児休業の取得	女性職員 100% 男性職員 10%以上	女性職員 100% 男性職員 54%
男性職員の育児参加休暇	配偶者出産休暇 90%以上 育児参加休暇 90%以上	配偶者出産休暇 100% 育児参加休暇 100%
年次休暇取得日数年間12日以上	100%	86.6%

【多様な人材の活躍】

女性がより一層活躍できる環境を整備するため、「女性活躍推進法に基づく一般事業主計画」を策定し、以下の表にある目標に取り組んでいます。令和5年度は、「女性活躍を推進するためには～「無意識のバイアス」について考えよう！～」をテーマに女性職員を対象とした座談会を実施しました。

また、60歳以降も引き続きFAMICで勤務する職員を対象に、自身のキャリアを振り返り、今後の自分の在り方等を考えることを目的とした研修を実施しました。今後も、年齢・性別にかかわらず、職員が職場で持続的に十分、力を発揮できるよう、取組を行っていきます。



女性活躍推進法に基づく 一般事業主行動計画(抜粋) (R3.4.1～R8.3.31)	目標(計画終了まで)	令和5年度実績
新規採用者女性割合	35 %以上	72.7%
役員に占める女性割合13%以上	13 %以上	16.7%
管理職に占める女性割合	6.9%以上	5.8%

※ダイバーシティ&インクルージョンとは、人材の多様性を認め、受け入れて生かすことを意味します。